

令和3年版

南三陸町環境白書

南三陸町

目 次

第1	はじめに	2
第2	南三陸町の概況	2
第3	南三陸町環境基本計画	5
第4	令和2年度における環境施策の展開	8
	1. 自然環境	8
	基本目標 自然環境保全・再生とその継続及び調和	
	1-1 森林環境の保全	
	1-2 農地の保全と活用	
	1-3 資源管理型漁業の推進	
	1-4 漁場環境の保全	
	1-5 環境保全と将来を見据えた土地利用の推進	
	2. 生活環境	11
	基本目標 復興の先を見据えた生活環境の充実	
	2-1 河川・海域環境の保全	
	2-2 公衆衛生活動の推進	
	3. 循環型社会	16
	基本目標 循環型社会の構築	
	3-1 資源循環型社会形成の推進	
	3-2 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進	
	3-3 ごみ処理施設の整備・検討	
	4. 温暖化対策	19
	基本目標 次世代に向けたエコタウンの構築	
	4-1 地球温暖化対策の推進	
	4-2 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及	
	5. 環境教育・人材育成	20
	基本目標 環境教育・人材育成の推進	
	5-1 環境教育・人材育成の推進学習	
第5	環境行政の推進体制	21
	参考資料	22

第1 はじめに

1 環境白書について

南三陸町環境白書は、平成28年9月に改定された南三陸町環境基本計画に基づき、町が実施した環境の保全及び創造に関する取組状況や南三陸町の環境の現状について、町民や事業者などにお知らせするため、毎年、作成し公表するものです。

なお、令和3年版の環境白書の内容は、令和2年4月から令和3年3月の状況をまとめたものです。

南三陸町環境基本条例（平成17年南三陸町条例第118号）

（年次報告）

第9条 町長は、毎年度、環境の状況、町が実施した環境の保全及び創造に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 宮城県の環境の状況について

宮城県環境基本計画では、「地球環境保全の推進」「環境への負担が少ない持続的な発展が可能な県土」「人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承」を基本方針として掲げ、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」及び「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を目指しています。さらに、復興における課題解決も踏まえ、「復興を契機とした新しい宮城の環境の創造」「豊かで健やかな環境を未来につなぐ」という2つの視点から施策を展開しています。

第2 南三陸町の概況

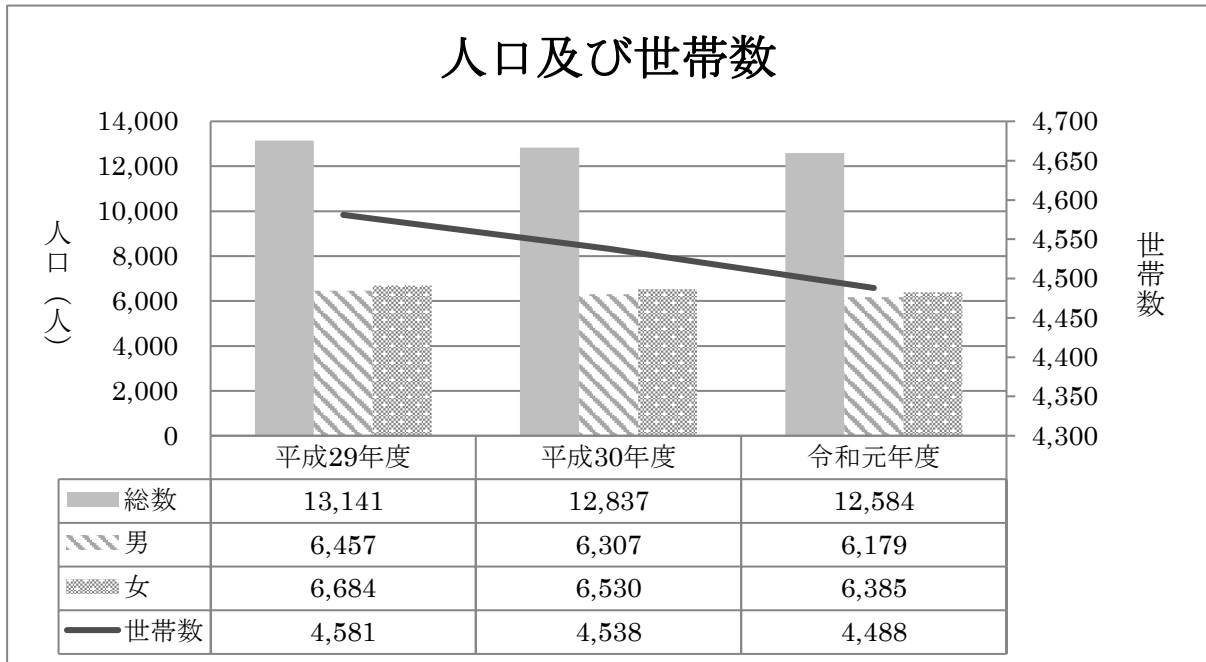
本町は、宮城県北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は気仙沼市にそれぞれ接しています。

面積は163.40km²、東西約18km、南北約18kmで、西・北・南西は北上山地の支脈の東南にあり、東は海に向かって開け、西側から海に向かっては、北上山地の山麓部、開析された海岸段丘を経て海岸部に至っており、海岸部は、日本有数の良好な養殖漁場となっていました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波により、甚大な被害を受けました。

しかし、震災後には復旧・復興の早期実現のため「南三陸町震災復興計画」を策定し、復興まちづくりに取り組むことで、新たな生活基盤の整備が着実に進められています。

1 人口及び世帯数（住民登録人口）

東日本大震災以降、本町における人口は微減傾向にあります。世帯数は微増する年度があるものの、減少傾向にあります。



出典：南三陸町統計書（令和2年度版）

2 気象概況

本町の気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的温暖な地となっています。

ただ、夏は梅雨期から盛夏期にかけてオホーツク海高気圧がもたらす「やませ」が農作物に影響をもたらすこともあります。

年	気温（℃）			降水量 （mm）	風速（m/s）			日照 時間（h）	不照 日数 （日）
	平均	最高	最低		平均	最高			
						風速	風向		
平成27年	12.3	36.9	-7.1	1,356	1.6	10.5	西北西	2,033.3	56
平成28年	12.1	33.9	-6.5	1,228	1.6	10.7	北東	1,894.6	49
平成29年	11.5	34.1	-8.5	1,303	1.6	16.8	北東	1,871.6	50
平成30年	12.9	35.6	-8.8	1,278	1.7	9.8	北東	1,923.4	51
令和元年	12.1	35.4	-7.4	1,433	1.5	15.4	北東	1,961.7	55

出典：南三陸町統計書（令和2年度版）

3 自然環境

(1) 自然公園

三陸復興国立公園は、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するため、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、平成 25 年 5 月に創設された国立公園です。

自然公園の名称	地 区	特別保護地区	特別地域	普通地域	自然公園面積 (陸域のみ)
三陸復興 国立公園	指定区域	848ha	25,460ha	2,229ha	28,537ha
	南三陸町域	7ha	1,708ha	0ha	1,715ha

(2) 鳥獣保護地区

本町では、田束山をはじめ 5 地区が鳥獣保護区に指定されています。

名 称	設定目的	原設定年	設定期間	保護区域面積			
				国 有 地	公 有 地	私 有 地	水 面
				ha	ha	ha	ha
田 束 山	森林鳥獣	昭和 49 年	平成 16 年～令和 6 年		370	400	10
水戸辺在郷		昭和 55 年	平成 22 年～令和 12 年	894	60	736	
入 谷	希少鳥獣	昭和 54 年	平成 21 年～令和 11 年	347	225	938	
神 割 崎		昭和 43 年	平成 20 年～令和 10 年			280	540
廻 館	身近な鳥獣	昭和 49 年	平成 16 年～令和 6 年		5	55	

第3 南三陸町環境基本計画

平成17年10月に国内、県内の動向を踏まえながら、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「南三陸町環境基本条例」を制定し、平成22年3月には、条例の理念を具体化するため「南三陸町環境基本計画」を策定し、基本目標の達成に向けた施策を展開してきました。

しかし、平成23年3月11日、未曾有の大災害となった東日本大震災の発生により、本町を取り巻く環境は一変し、復旧・復興に向けたまちづくりを優先に取り組む必要が生じました。現在、まちづくりが創造的復興に向けた新たな段階に入り、環境政策においても、震災後の環境課題に対応した施策を推進していく必要があることから、平成28年に前計画を改定しました。本計画の推進により、未来の子どもたちのためにより良い南三陸町の環境保全、創造を目指します。

1 環境基本計画の基本的事項

(1) 計画の役割

環境基本計画は、本町の環境に係る施策を推進していく中心的な役割及び南三陸町環境基本条例（平成17年南三陸町条例第118号）第8条に基づき、「環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進」という役割を担っています。

(2) 計画期間

平成28年度から令和7年度まで

(3) 目指すべき環境像

「創ろう未来の子どもたちへの贈物」

～海・川・山・人 まちの魅力に誇りをもって子どもたちに伝え続ける南三陸町～

「創ろう未来の子どもたちへの贈物」というメインテーマの言葉には、「海や川や山等の具体的な環境が大切なのはもちろん、それらの先に次世代のためにみんなが誇れる南三陸町を創っていくこと、そしてそのようなまちを次世代の子どもたちに届ける（贈物）ことが大切だ」という想いが込められています。また、サブテーマの「海・山・川・人 まちの魅力に誇りをもって子どもたちに伝え続ける南三陸町」という言葉には、「まちの自然を守るとともに、この自然が南三陸町にしかない魅力であるということ認識し、子どもたちが南三陸町に住み続けたい、戻ってきたいと思えるまちにしたい」という想いが込められています。

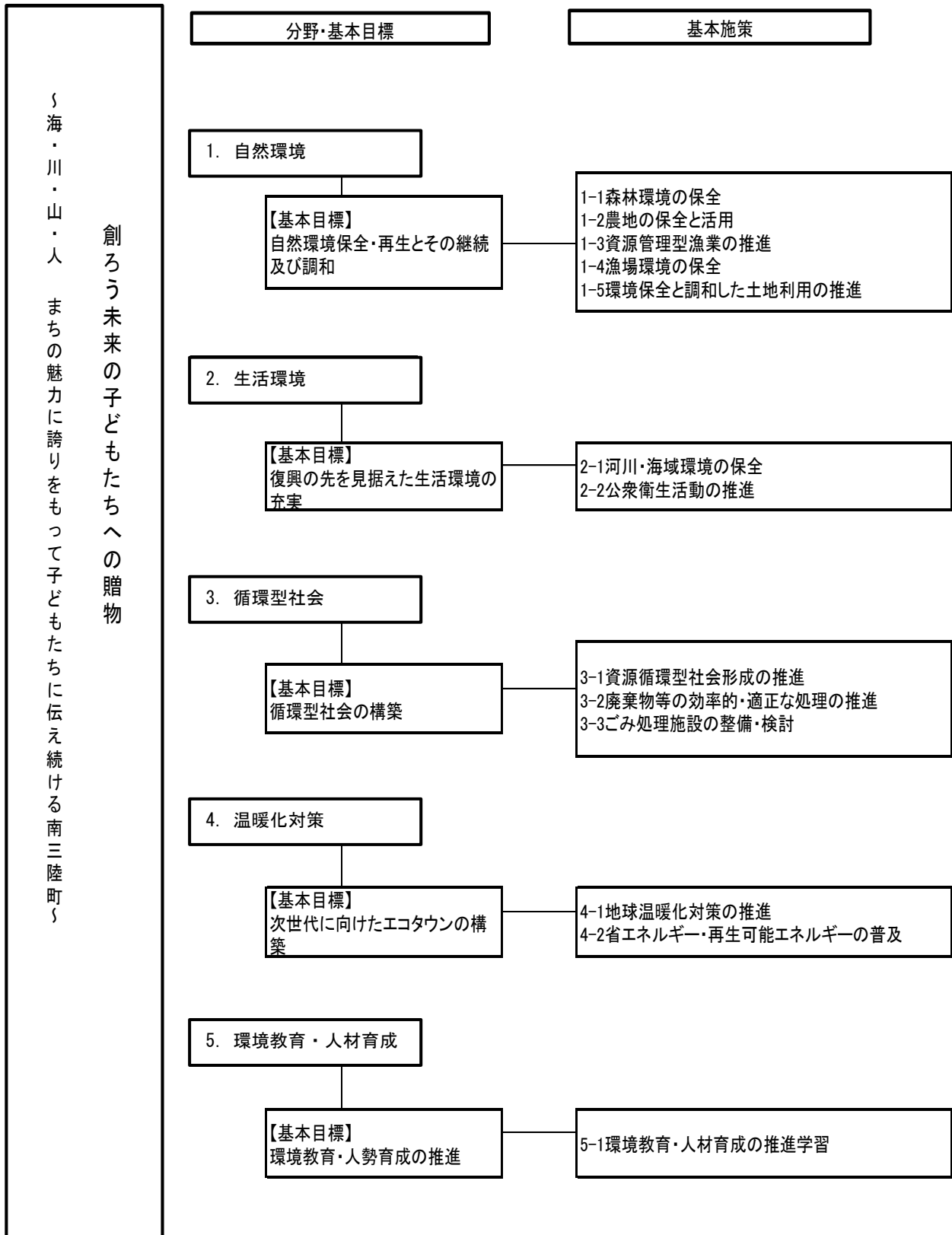
(4) 施策の基本的方向

目指すべき環境像を達成するため、環境に関する五つの分野ごとに基本目標を定めました。

1. 自然環境「自然環境保全・再生とその継続及び調和」
2. 生活環境「復興の先を見据えた生活環境の充実」
3. 循環型社会「循環型社会の構築」
4. 温暖化対策「次世代に向けたエコタウンの構築」
5. 環境教育・人材育成「環境教育・人材育成の推進」

以上を基本目標として掲げ、この基本目標を達成するために基本施策を展開します。基本施策は本町で実施する個別事業を束ねた対策の方向性を示しています。

環境像実現のための施策の展開



第4 令和2年度における環境施策の展開

1. 自然環境 《基本目標》自然環境保全・再生とその継続及び調和

本町は、現在進めている大規模な復興事業に伴い、まちの状況が大きく変化しています。こうした開発は、たとえ復興事業であっても生物多様性への影響をできる限り軽減し、自然環境と調和させていくことが重要です。自然環境保全に配慮しながら復興を成し遂げるとともに、従来の豊かな自然環境を再生していく努力が求められます。以上を踏まえて、自然環境の基本目標を「自然環境保全・再生とその継続及び調和」とし、自然環境の「保全・再生」への積極的な取り組みと継続を推進します。

1-1 森林環境の保全

(1) 町有林保育事業【担当：農林水産課】

町有林は町の基本財産であるとともに、民有林経営の指標的役割や環境保全等を担っていることから、町財政の永続的な安定と森林の有する多面的機能の維持・増進を図ることを目的に森林の整備を実施しました。

作業区分	種別	事業量
造林・地拵え	普通造林	6.53 ha
下刈り	下刈1回	29.21 ha
除伐		5.07 ha
間伐（切り捨て）		10.98 ha
間伐（搬出あり）		45.25 ha

(2) 南三陸材利用促進事業【担当：農林水産課】

南三陸町産材の木材を新築家屋の50%かつ5m³以上使用する建主に上限50万円の補助を行い、地元木材の普及に努めました。

年度	戸数	補助金額
平成30年度	13戸	6,500,000円
令和元年度	10戸	5,000,000円
令和2年度	2戸	1,000,000円

(3) FSC認証事業【担当：農林水産課】

平成27年度に取得したFSC認証の方法に沿った活動により、森林資源の付加価値を高めるとともに良好な森林経営の持続を図りました。

また、認証木材の普及を推進するため、川上から川下のサプライチェーンの構築に向けた連携体制の強化を図りました。

(4) 森林経営計画推進支援事業【担当：農林水産課】

森林所有者、森林経営の受託者が持続的な森林経営のため、長期の森林経営の方針とそれを実現する森林施業の計画（5 ヶ年）の審査・認定を行いました。令和 2 年度末の認定計画件数は 7 件です。

(5) 森林病虫害防除事業（宮城の松林健全化事業）【担当：農林水産課】

当町における松林は、用材林のみならず、海岸地帯において、保安林機能や自然環境の保全等の役割を果たしています。しかし、近年は、松くい虫被害が増加の一途であり、将来的に松林機能の消失が懸念されます。そのため、公共的機能の高い松林において被害軽減化のための事業を実施しました。

事業種目	場 所	数 量
薬剤地上散布	戸倉寺浜地内、歌津尾崎地内	9.89ha
伐倒処理	戸倉上沢前地内、歌津尾崎地内	648 本

(6) フォレストック認定事業【担当：農林水産課】

フォレストック認定を受けた森林は、その森が吸収する炭素ガスの吸収量を販売することが可能となります。本町では、町有林が吸収するCO₂吸収量を民間事業者等に売却し、その売却益を原資として町内の森林整備を促進しました。

(7) 林道整備事業【担当：農林水産課】

震災による破損及び老朽化した林道の修繕を適宜実施しました。

1-2 農地の保全と活用

(1) 農山漁村地域復興基盤総合整備事業【担当：農林水産課】

被災農地を対象に、農地の生産基盤整備（区画整理）等に努めました。

(2) 人・農地プラン作成事業【担当：農林水産課】

一定の集落単位で今後の営農形態について話し合いを進め、その方向性についてプランを作成しました。

(3) 耕作放棄地対策事業【担当：農林水産課】

荒廃化する可能性がある農地に対し、必要な施設の改修・改善・整備等の補助を行い、良好な耕作環境を維持することで営農継続に努めました。

(4) 農山村地域活性化推進対策事業【担当：農林水産課】

地域の置かれた諸条件に応じて創意工夫を生かした取り組みを支援することにより、農山村地域の活性化を図りました。

(5) 農地中間管理事業【担当：農林水産課】

個人が所有する農地を認定農業者や農業法人に貸し付けることで、荒廃農地の防止や農作業の効率化、農業経営の安定化を推進しました。

(6) 液肥普及活動事業【担当：農林水産課】

化成肥料の代わりに液肥を利用した農家に対し、水田農業推進協議会で散布費用を助成することにより、生産コストを縮減し、農家の所得向上を図りました。

令和2年度液肥散布面積（散布量）	48ha（2,037 t）
------------------	---------------

(7) ふるさと水と土保全対策事業【担当：農林水産課】

中山間地域における農地の多面的機能の維持活動として、河川清掃や遊休農地での作物作付を実施するとともに、水源・環境保全活動として保安林の整備に取り組みました。

(8) グリーンツーリズム農業体験推進事業【担当：農林水産課】

みやぎグリーンツーリズム推進協議会に加入し、農漁家レストランや直売所の情報発信等による地域活力の増進に努めました。

1-3 資源管理型漁業の推進

(1) シロザケふ化放流事業【担当：農林水産課】

安定的かつ永続的にサケを漁獲できるよう、宮城県や志津川淡水漁業協同組合、宮城県漁業協同組合等と連携しふ化放流事業の円滑な実施に努めました。

年 度	放流数	備 考
平成30年度	5,742,000尾	河川放流5,270,000尾、海中飼育472,000尾
令和元年度	1,003,000尾	河川放流1,003,000尾、海中飼育0尾
令和2年度	2,901,000尾	河川放流1,600,000尾、海中飼育1,301,000尾

1-4 漁場環境の保全

(1) 志津川湾海藻群落再生事業【担当：農林水産課】

海藻群落形成が漁獲資源の維持につながることから、震災後に減少した海藻群落を再生するための調査を実施しました。また、志津川湾全域の藻場調査も行いました。

(2) 水産物水揚状況調査事業【担当：農林水産課】

市場における水産物の漁獲量や単価等を調査し、そこで得られた情報をもとに地域資源の利用・活用を地域全体で創造するよう努めました。

(3) ラムサール条約湿地登録に係る事業【担当：農林水産課】

志津川湾のラムサール条約湿地登録をきっかけに令和元年5月に町内小学校4年生から中学校3年生までを対象とした子どもエコクラブ「南三陸少年少女自然調査隊」が発足しました。令和2年度調査隊員は14名で、全国のラムサール条約湿地で活動を行っているクラブとの交流や志津川湾及び南三陸の森・里・海・川・歴史のすばらしさを、1年間かけて学習し、伝える活動をしました。

また、ラムサール条約湿地登録のロゴマークが特許庁で認証され商標登録されました。

1-5 環境保全と将来を見据えた土地利用の推進

(1) 町土の保全と安全性の確保【担当：企画課】

豊かな自然環境を保持しつつ、多種多様な資源の循環による魅力あるまちづくりを目指すとともに、安全性、快適性などの町土の質的向上に配慮しながら、広域的・長期的展望に立った土地利用の調整と地域の特性を生かした適切な土地利用を推進しました。

2. 生活環境 《基本目標》復興の先を見据えた生活環境の充実

本町では、復興事業により新たに生まれる住宅地や農地、産業、商業地等が賑わいを見せたときに、新たな生活環境の問題が発生しないよう、これまでの取り組みを発展的に継続しつつ、復興後のより良い環境の創出も考えていくことが重要です。以上を踏まえて、生活環境の基本目標は「復興の先を見据えた生活環境の充実」とし、生活環境の保全だけでなく、復興の先を見据えた快適な生活環境の創出を目指します。

2-1 河川・海域環境の保全

(1) 公共土木施設災害復旧事業（河川）【担当：建設課】

降雨時の通水機能の回復により、住民生活の安全と安心を確保するため、被災した河川施設の復旧を行っています。

令和2年度復旧工事箇所	寄木川
-------------	-----

(2) 河川・海域の水質検査事業【担当：環境対策課】

公共用水域の水質を保全するため、河川16か所・海域7か所を、年4回定期的に水質検査を行いました。

河川：11 河川（16 定点）

令和2年度 河川水・海水水質調査委託業務測定結果一覧(河川水)												
生活環境の保全に関する環境基準	外観	臭気	透視度 度	pH	BOD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	全窒素 mg/L	全リン mg/L	COD mg/L	
A類型（水道2級、水産1級、水浴）	—	—	—	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下	—	—	—	
B類型（水道3級、水産2級）	—	—	—	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下	—	—	—	
水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの	水産1級…イ、イ、イ等貧酸素水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用											
水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの	水産2級…イ科魚類及びイ等貧酸素水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用											
水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの	水産3級…イ、イ等、β-中酸素水域の水産生物用											
調査地点	調査月	外観	臭気	透視度 度	pH	BOD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	全窒素 mg/L	全リン mg/L	COD mg/L
水戸辺川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.4	0.5	1未満	11.0	790	0.40	0.009	2.4
	8月	淡黄色	微土臭	50以上	7.6	0.5未満	2	10.0	1300	0.28	0.008	1.5
	11月	淡黄色	微土臭	50以上	7.2	0.5	1未満	10.0	130	0.36	0.007	0.9
	2月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.2	0.5未満	1未満	11.0	33	0.21	0.016	1.1
水尻川（海域合流点） (類型指定無・A型参照適用) R2・5月～	5月	微淡黄色	微川藻臭	50以上	8.0	0.5未満	1未満	10.0	790	0.54	0.016	3.6
	8月	無色透明	なし	50以上	8.0	0.5未満	1	9.4	3300	0.40	0.013	1.5
	11月	淡黄色	微川藻臭	50以上	7.9	0.5未満	1未満	10.0	240	0.43	0.014	0.9
	2月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.1	0.5未満	1未満	13.0	1300	0.30	0.016	1.1
折立川（下流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	微淡黄色	川藻臭	50以上	7.8	1.2	1未満	10.0	330	0.82	0.096	3.2
	8月	淡黄色	微川藻臭	50以上	8.2	0.8	2	8.9	130000	0.55	0.097	2.7
	11月	淡黄色	腐敗臭	50以上	7.5	2.3	3	9.6	24000	0.72	0.190	7.2
	2月	黄色	腐敗臭	23.9	7.7	5.3	25	11.0	7900	1.30	0.240	17.0
保呂毛川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.8	0.5未満	1未満	10.0	490	1.10	0.026	2.9
	8月	無色透明	微土臭	50以上	7.7	0.5未満	1未満	9.1	790	1.00	0.026	1.9
	11月	淡黄色	なし	50以上	7.7	0.5未満	1未満	10.0	240	1.10	0.028	0.9
	2月	無色透明	なし	50以上	7.9	0.5未満	1未満	14.0	79	1.00	0.027	1.1
水尻川（養殖場付近） (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	微土臭	50以上	7.9	0.8	1未満	11.0	1300	0.75	0.012	1.9
	8月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.8	0.6	1	9.4	330	0.80	0.009	0.6
	11月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.7	0.6	1未満	10.0	240	0.76	0.013	1.0
	2月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.9	0.8	1未満	11.0	240	0.61	0.025	1.1
八幡川（下流：松原公園付近） (B類型)	5月	無色透明	微土臭	50以上	7.6	0.5未満	1未満	10.0	13000	1.10	0.026	2.9
	8月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.9	0.5	1未満	9.8	13000	0.92	0.032	1.8
	11月	淡黄色	微川藻臭	50以上	7.8	0.7	1未満	10.0	790	1.20	0.024	1.1
	2月	淡黄色	川藻臭	50以上	7.7	0.5	1	12.0	790	1.20	0.027	1.2
新井田川（下流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	微淡黄色	微川藻臭	50以上	8.8	2.0	1未満	13.0	240000	2.20	0.470	5.2
	8月	淡黄色	川藻臭	50以上	8.2	1.1	3	10.0	13000	1.60	0.410	4.7
	11月	淡黄色	かび臭	50以上	7.9	3.0	3	10.0	240000	4.90	0.900	5.3
	2月	淡黄色	土臭	50以上	7.9	2.0	1未満	12.0	3300	2.20	0.420	4.0
桜葉川（下流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	8.0	1.0	1未満	10.0	7900	1.30	0.034	2.3
	8月	淡黄色	微川藻臭	50以上	7.9	0.9	1未満	9.4	33000	1.00	0.030	2.7
	11月	淡黄色	なし	50以上	7.9	0.7	1未満	11.0	1300	1.30	0.031	0.9
	2月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.0	0.8	1未満	14.0	240	1.10	0.028	1.7
大沢川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.0	0.5	1未満	11.0	790	0.85	0.024	2.2
	8月	無色透明	なし	50以上	7.8	0.5未満	1	9.2	3300	0.77	0.045	2.4
	11月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.0	0.8	1	11.0	790	0.97	0.029	1.4
	2月	無色透明	なし	50以上	8.0	0.5未満	1未満	13.0	79	0.69	0.027	1.7
桜川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.7	0.5未満	1未満	11.0	240	0.23	0.009	2.1
	8月	無色透明	なし	50以上	7.4	0.5	2	8.6	790	0.37	0.020	1.7
	11月	無色透明	なし	50以上	7.4	0.6	1未満	9.3	130	0.34	0.018	1.0
	2月	無色透明	なし	50以上	7.7	0.8	2	11.0	49	0.32	0.024	1.8
伊里前川支流（放流口上流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	微土臭	50以上	8.3	0.5未満	1未満	11.0	790	0.60	0.025	2.8
	8月	無色透明	微土臭	50以上	8.0	0.6	1	10.0	13000	0.58	0.032	3.1
	11月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.2	1.5	1未満	11.0	2400	0.65	0.021	2.0
	2月	無色透明	なし	50以上	8.2	0.5未満	1未満	14.0	330	0.95	0.037	2.5
伊里前川支流（放流口下流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	微淡黄色	微土臭	50以上	7.8	11.0	2	6.5	790	14.00	1.600	12.0
	8月	淡黄色	土臭	50以上	7.7	3.3	1	8.0	4900	10.00	1.300	8.0
	11月	黄色	かび臭	50以上	7.8	3.4	1未満	7.5	790	11.00	1.500	9.2
	2月	黄色	土臭	50以上	7.8	4.5	1未満	8.0	49	11.00	2.000	12.0
伊里前川（放流口上流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	7.6	0.7	1未満	11.0	330	0.41	0.008	2.2
	8月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.8	1.0	1未満	9.9	1300	0.29	0.015	1.4
	11月	淡黄色	なし	50以上	7.7	0.9	1未満	10.0	240	0.37	0.013	0.9
	2月	無色透明	なし	50以上	7.6	0.5未満	1未満	12.0	33	0.23	0.013	1.0
伊里前川（放流口下流） (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	微海藻臭	50以上	8.4	0.5未満	1未満	13.0	240	0.47	0.022	2.6
	8月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.7	0.7	2	10.0	490	0.76	0.059	1.9
	11月	淡黄色	微海藻臭	50以上	7.7	1.0	2	10.0	330	0.64	0.037	0.7
	2月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.0	0.6	4	12.0	33	0.40	0.053	2.1
伊里前川（海域合流点） (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	微海藻臭	50以上	8.3	0.5未満	3	13.0	1300	0.75	0.053	2.6
	8月	淡黄色	微海藻臭	24.3	8.0	0.8	19	8.7	1300	0.39	0.042	4.1
	11月	無色透明	微海藻臭	50以上	8.0	0.8	5	8.8	49	0.27	0.012	1.0
	2月	無色透明	はまぐり臭	50以上	8.1	0.5	3	9.2	4.5	0.15	0.025	1.5
澁川 (類型指定無・A型参照適用)	5月	無色透明	なし	50以上	8.1	1.0	1未満	10.0	3300	0.68	0.009	2.1
	8月	淡黄色	微土臭	50以上	7.7	0.9	1未満	9.6	2400	0.64	0.013	2.6
	11月	無色透明	微川藻臭	50以上	8.1	0.9	1未満	10.0	490	0.56	0.012	1.1
	2月	無色透明	微川藻臭	50以上	7.8	0.7	1未満	10.0	490	0.83	0.049	1.5

※網掛けは基準値超過

八幡川下流は、環境基準B類型に指定されています。その他の河川は、類型指定を受けていないため、A類型の環境基準値と比較しました。PH、生物化学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）と大腸菌群数においては基準値を超える箇所がみられました。

海域：7 海域 7 定点

令和2年度 河川水・海水水質調査委託業務測定結果一覧(海水)									
令和2年度									
類型別基準値		透視度	pH	GOD	大腸菌群数	一般細菌	全窒素	全燐	油膜判定
		cm	-	mg/L	MPN/100mL	個/mL	mg/L	mg/L	
生活環境の保全に関する環境基準	A類型	—	7.8~8.3	2以下	1,000以下	—	—	—	—
	B類型	—	7.8~8.3	3以下	—	—	—	—	—
窒素及び燐に係る環境基準	I類型	—	—	—	—	—	0.2以下	0.02以下	—
	II類型	—	—	—	—	—	0.3以下	0.03以下	—
調査地点	調査月	透視度	pH	GOD	大腸菌群数	一般細菌	全窒素	全燐	油膜判定
		cm	-	mg/L	MPN/100mL	個/mL	mg/L	mg/L	
長清水 (指定無・II類型)	5月	50以上	8.1	1.5	79.0	24	0.15	0.009	なし
	8月	50以上	8.1	2.4	4.5	1,000	0.15	0.006	なし
	11月	50以上	8.0	1.2	23.0	270	0.15	0.008	なし
	2月	50以上	8.1	1.5	7.8	42	0.11	0.014	なし
津の宮 (指定無・II類型)	5月	50以上	8.2	1.5	13.0	54	0.15	0.010	なし
	8月	50以上	8.1	2.9	2.0	3,700	0.14	0.008	なし
	11月	50以上	8.0	1.3	4.5	110	0.14	0.008	なし
	2月	50以上	8.1	1.2	33.0	70	0.07	0.010	なし
波伝谷 (A類型・II類型)	5月	50以上	8.1	1.3	7.8	35	0.16	0.010	なし
	8月	50以上	8.1	2.7	2.0	710	0.17	0.007	なし
	11月	50以上	8.0	1.1	4.5	150	0.17	0.012	なし
	2月	50以上	8.1	1.1	23.0	95	0.13	0.016	なし
水戸辺 (A類型・II類型)	5月	50以上	8.1	1.0	4.5	69	0.15	0.011	なし
	8月	50以上	8.1	2.4	0	6,300	0.19	0.014	なし
	11月	50以上	8.1	1.3	13.0	130	0.16	0.013	なし
	2月	50以上	8.1	1.4	4.5	31	0.08	0.018	なし
細浦 (指定無・II類型)	5月	50以上	8.1	1.3	7.8	25	0.13	0.014	なし
	8月	50以上	8.1	2.1	0	190	0.15	0.007	なし
	11月	50以上	8.0	1.3	7.8	160	0.16	0.010	なし
	2月	50以上	8.1	1.1	2.0	150	0.08	0.020	なし
田の浦 (指定無・指定無)	5月	50以上	8.1	1.3	4.5	21	0.12	0.007	なし
	8月	50以上	8.1	2.4	13.0	79	0.13	0.006	なし
	11月	50以上	8.0	1.1	4.5	310	0.16	0.006	なし
	2月	50以上	8.1	1.4	0.0	260	0.09	0.013	なし
港 (指定無・指定無)	5月	50以上	8.1	1.4	4.5	48	0.13	0.010	なし
	8月	50以上	8.1	2.8	79.0	76	0.20	0.014	なし
	11月	50以上	8.1	1.5	4.5	380	0.15	0.007	なし
	2月	50以上	8.1	1.6	13.0	160	0.09	0.021	なし

※網掛けは基準値超過

環境生活の保全に関する環境基準海域A類型に「波伝谷」「水戸辺」が指定されています。また窒素及び燐に係る環境基準II類型に志津川湾全域が指定されています。指定のない地点についてもA類型・II類型の環境基準値と比較しました。化学的酸素要求量（COD）において環境基準を超える箇所がみられました。

(3) 循環型社会形成推進交付金事業【担当：上下水道事業所】

下水道処理区域及び漁業集落排水処理区域以外の地域で、生活雑排水による水質汚濁を防止するため浄化槽等の設置に要する経費の一部を補助しました。

生活排水処理人口

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 計画処理区域内人口	12,837 人	12,564 人	12,353 人
(1) 水洗化・生活排水処理人口	8,947 人	8,951 人	8,958 人
(i) 合併処理浄化槽	8,139 人	8,144 人	8,151 人
(ii) 下水道	684 人	691 人	691 人
(iii) 漁業集落排水処理施設	124 人	116 人	116 人
(2) 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	322 人	325 人	325 人
(3) 非水洗化人口	3,568 人	3,288 人	3,070 人
2 生活排水処理率	69.7 %	71.2 %	72.5 %

合併浄化槽整備状況

人槽区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5 人槽	15 基	16 基	12 基
7 人槽	26 基	23 基	21 基
10 人槽	3 基	0 基	3 基
11 人～20 人槽	2 基	1 基	4 基
21 人～30 人槽	0 基	0 基	0 基
31 人～50 人槽	1 基	0 基	0 基
51 人槽～	0 基	0 基	0 基
合計	47 基	40 基	40 基

(4) 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業【担当：上下水道事業所】

東日本大震災により、住宅等が全半壊の被害を受け、新たに町内に住宅等を建築又は改築する方に、低炭素社会対応型浄化槽等（環境・資源に配慮した省エネ型浄化槽）の設置に要する経費の一部を補助しました。

低炭素社会対応型浄化槽導入状況

人槽区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5 人槽	8 基	1 基	0 基
6～7 人槽	19 基	10 基	1 基
8～10 人槽	1 基	0 基	0 基
11～20 人槽	2 基	0 基	0 基
21 人槽～	0 基	0 基	0 基
計	30 基	11 基	1 基

- (5) 下水道処理区域内住宅等の高台移転に係る補助事業【担当：上下水道事業所】
東日本大震災以前に下水道処理区域内に居住し、被災により高台に住宅を建築する方に、浄化槽の設置に要する経費の一部を補助しました。

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
件 数	9 件	7 件	2 件

2-2 公衆衛生活動の推進

- (1) 環境美化活動の推進【担当：環境対策課】

各地域での植栽事業や公衆衛生組合連合会活動の支援等を行い、環境美化を推進し、不法投棄等がない町を目指しました。

植栽事業の状況

年 度	参加団体	植栽本数	金 額
平成 30 年度	4 団体	7,860 本	424,440 円
令和元年度	4 団体	8,410 本	454,140 円
令和 2 年度	3 団体	8,010 本	440,550 円

- (2) 生活環境における公害対策【担当：環境対策課】

住民からの公害に関する苦情に対し、現場確認や当該者への注意喚起を行いました。公害防止条例の規定による特定施設の設置に係る届出を受理しました。

令和 2 年度届出件数

騒音等に係る特定施設の設置
1 件

3. 循環型社会 《基本目標》循環型社会の構築

本町では、従来からごみの排出量低減に向けた取り組みを行ってきました。現在、より積極的な取り組みとして、生ごみ等によるバイオガスエネルギーや木材等再生可能なバイオマス資源を活用し、バイオマス産業都市として環境にやさしいまちづくりを目指しています。この実現のため、循環型社会の基本目標を「循環型社会の構築」とし、バイオマス産業都市の取り組みをさらに多角的に展開します。

3-1 資源循環型社会形成の推進

(1) 生ごみ及び余剰汚泥肥料化事業【担当：環境対策課】

循環型社会の実現のため、生ごみと余剰汚泥からバイオガスと液肥を生成し、町内農家で循環しました。

(2) 資源循環型社会形成事業【担当：環境対策課】

町民、事業者等に資源循環型社会形成の重要性を理解していただけるよう、町の広報誌を利用し定期的にPR活動を行いました。また、環境学習等における廃棄物処理施設見学の受け入れを行いました。

3-2 廃棄物等の効率的・適正な処理の推進

(1) 計画的なし尿収集業務の推進【担当：環境対策課】

排出されるし尿の収集が遅滞なくできるよう、計画的な収集業務を推進しました。

し尿及び浄化槽汚泥量の処理状況

年 度	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成 30 年度	3,725kl	7,373kl	11,098kl
令和元年度	3,672kl	7,318kl	10,990kl
令和 2 年度	3,474kl	7,161kl	10,635kl

処理方法

区分	収集方法	収集回数	収集方法	
し尿	随時	—	個別収集	バキュームによる汲み取り
浄化槽汚泥	清掃時	随時	個別収集	バキュームによる汲み取り

(2) 衛生組合長等との連携強化【担当：環境対策課】

ごみの資源化を推進するために、各地区の衛生組合長と連携し、ごみ集積所の設置に関する補助金の交付を行いました。

申請件数	補助金交付金額
1 件	50,000 円

(3) 3Rの推進【担当：環境対策課】

ごみの減量化、資源化等を推進していくために、地域及び事業者と連携したごみ分別の徹底に努めました。

(4) ごみ収集運搬等事業【担当：環境対策課】

衛生的な生活環境保持のため、適正な廃棄物の処理に努めました。

ごみの排出量

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南三陸町	4,395t	4,313t	4,011t
宮城県	817,000t	831,000t	—
全国	42,720,000t	42,740,000	—

1人1日当たりのごみの排出量

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南三陸町	922g	928g	882g
宮城県	972g	990g	—
全国	918g	918g	—

※各年9月末現在の人口により算出

リサイクル率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南三陸町	27.3%	21.5%	23.3%
宮城県	16.1%	15.9%	—
全国	19.9%	19.6%	—

生ごみ処理状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生ごみ	314 t	342 t	380t
投入余剰汚泥	1,451 t	1,449 t	1,394t
計	1,765 t	1,791 t	1,774t

リサイクルの状況

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	搬出量 (kg)	金額 (円)	搬出量 (kg)	金額 (円)	搬出量 (kg)	金額 (円)
白カレット	29,200	1,366	25,970		26,380	
茶カレット	61,960	6,053	64,970		59,820	
その他の色	35,280		35,680		16,260	
ペットボトル	46,610	1,799,805	49,210	1,975,972	44,680	759,192
プラボトル	1,010		1,810		1,650	
ト レ イ	290		280		330	292
新 聞 紙	70,520	1,144,498	65,345	930,619	55,613	430,389
雑 誌	67,990	732,067	69,325	679,940	69,650	329,425
ダンボール	122,545	2,099,941	117,120	1,598,047	115,193	835,496
裁 断 紙	13,735	39,231	16,290	42,230	16,516	16,516
厚 紙			3,169	18,737	6,437	34,001
ざつがみ	1,685	8,240	7,305	38,797	4,447	23,747
牛乳パック	679	5,689	787	6,392	1,004	11,282
古布・衣類	12,820	13,846	14,009	18,514	16,200	
ア ル ミ	28,679	3,871,661	27,967	3,060,606	26,635	2,455,410
スチール	36,280	1,253,837	22,590	641,533	36,050	565,460
生きビン	11,493	55,769	13,986	66,807	6,198	28,784
蛍 光 管 乾 電 池	9,190		4,350		9,610	
粗大ごみ	15,350	82,890	16,850	31,573	20,730	217,109
処理規格外	37,100		29,425		23,040	
木材チップ	284,350					
生 ご み	314,080		341,875		379,693	
資源化合計	1,200,846	11,114,893	928,313	9,109,767	936,136	5,707,103

3-3 ごみ処理施設の整備・検討

(1) 廃棄物処理施設の整備【担当：環境対策課】

クリーンセンターごみ中継施設の搬出用コンベア（気仙沼市への焼却委託）の更新工事を実施しました。

(2) 生ごみ増量施策の検討【担当：環境対策課】

週2回の生ごみ収集は変更せず、各集積場に生ごみ回収用タルを常に設置（常設）していつでも生ごみを出せるように変更しました。（令和2年9月から実施）

4. 温暖化対策 《基本目標》次世代に向けたエコタウンの構築

地球温暖化は時間を経て顕在化してくる問題であり、その影響は子どもたちなどの次世代の人々に及びます。CO₂は化石燃料を燃やすことで発生するため、本町においても化石燃料に代わるエネルギーへの転換を推進していく必要があります。

その一環として、復興計画の中で「エコタウンへの挑戦」を掲げ、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進しています。本計画においては、温暖化対策の基本目標を「次世代に向けたエコタウンの構築」とし、様々な再生可能エネルギーの導入可能性を調査し、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を順次進めます。

4-1 地球温暖化対策の推進

(1) 省エネルギー対策推進事業【担当：環境対策課】

二酸化炭素排出量の削減を行う目的で、入谷小学校の教室（8教室）室内灯66台、黒板灯12台、保健室室内灯6台、職員室室内灯12台及び校長室室内灯6台についてLED照明器具へ交換を実施しました。これにより、温室効果ガスと消費電力量が削減されました。

二酸化炭素の削減効果	2,424.0 kg-CO ₂ /年
消費電力削減効果	4,670.4kwh/年

4-2 省エネルギー・再生可能エネルギーの普及

(1) 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業【担当：環境対策課】

地球温暖化防止と自然エネルギー活用等の推進のため、「住宅用太陽光発電システム」を設置する費用の一部に対し補助金を交付しました。

年 度	既存住宅支援件数	既存住宅補助額	住宅再建支援件数	住宅再建補助額
平成30年度	4件	480,000円	14件	1,595,000円
令和元年度	15件	1,702,000円	9件	1,080,000円
令和2年度	10件	1,184,000円	8件	939,000円

(2) 木質バイオマス利活用推進事業【担当：農林水産課】

環境に配慮した再生可能な木材を燃料とする木質バイオマスエネルギーの利活用を推進するため、薪・ペレットストーブの購入者に対し補助金を交付しました。

年 度	申請台数	補 助 額
平成30年度	2基	492,680円
令和元年度	4基	1,003,520円
令和2年度	1基	500,000円

5. 環境教育・人材育成 《基本目標》環境教育・人材育成の推進

本町では、従来から様々な学習会や体験活動を推進し、豊かな自然環境を継承する取り組みを行ってまいりました。しかし、東日本大震災により環境活動の拠点となっていた自然環境活用センターが失われてしまいました。本計画では、環境教育・人材育成の基本目標を「環境教育・人材育成の推進」とし、自然環境活用センターを中心に、目指すべき環境像で掲げられた「子どもたちに伝え続ける」という言葉に沿いながら、かつて行われていた環境学習プログラムの復活を目指すのではなく、広く次世代の環境保全の担い手の育成を目指します。

5-1 環境教育・人材育成の推進学習

(1) 豊かな体験活動推進事業【担当：生涯学習係】

自然の中での農林漁業体験等を通して、児童の豊かな人間性や社会性等の育成を図るとともに、ふるさとへの理解を深め、町のより良い未来像を考えるという気持ちを育むため、町内小学校6年生を対象にふるさと学習会を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和2年度は実施できませんでした。

年 度	活動回数	参加者数
平成30年度	2回（春・秋各1回）	延べ239人
令和元年度	2回（春・秋各1回）	延べ243人
令和2年度	0回	—

(2) フィールドミュージアム運営協議会事業【担当：商工観光課】

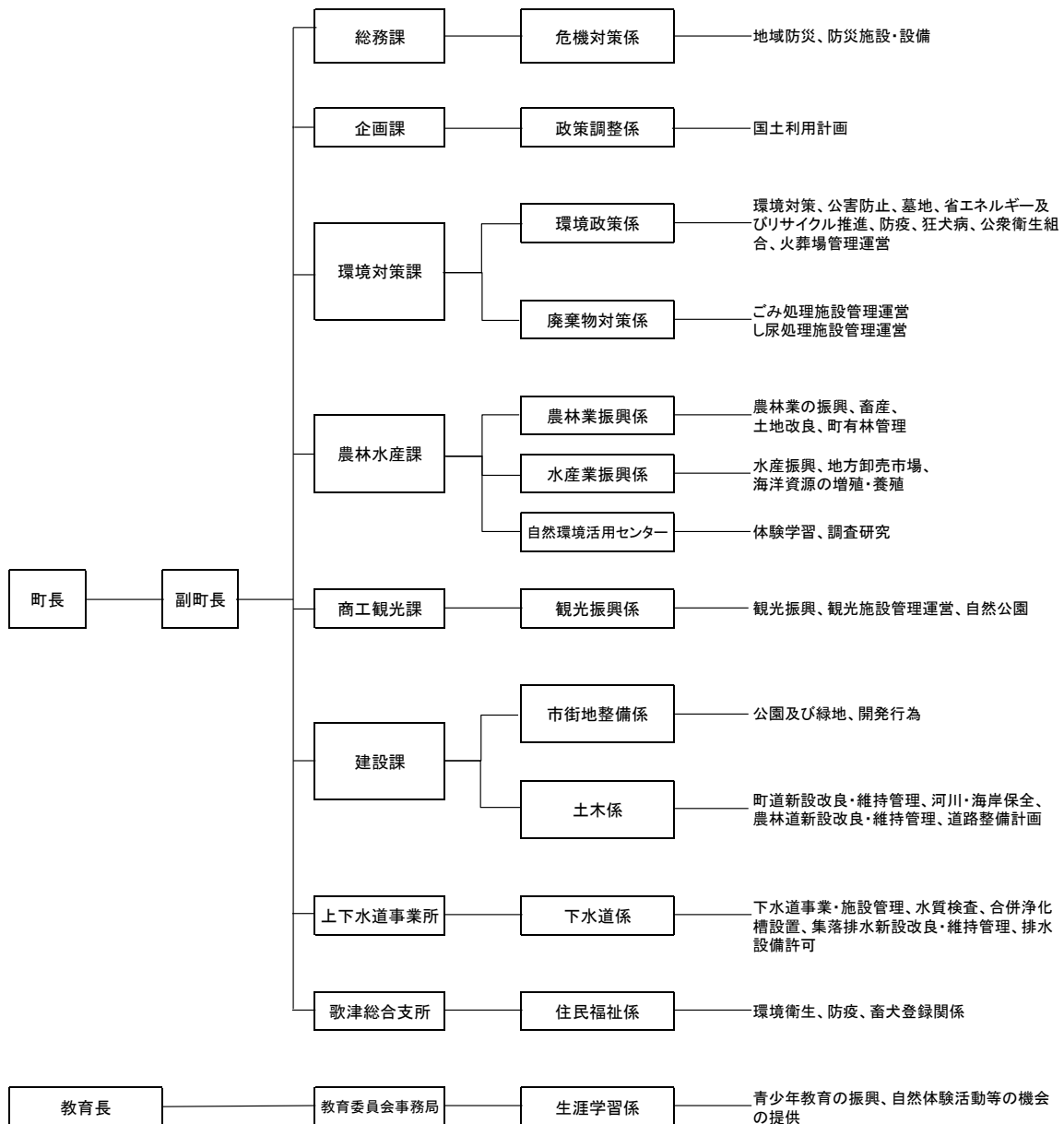
平成27年3月31日に三陸復興国立公園が設定されたことから、自然体験活動を通して、エコツーリズム及び環境教育を石巻市と面的・複合的に推進するため、フィールドミュージアム運営協議会において環境省等と連携し、地域住民や利用者のニーズに沿った柔軟な事業を行うとともに地域の活性化に努めました。

(3) エコカレッジ事業【担当：農林水産課】

地域資源の調査・研究を行うとともに、環境学習に関するプログラムの提供による人材育成・情報発信等を行いました。

令和2年度実施	地域資源調査・研究（海藻群落、藻場）各学校での環境教育
---------	-----------------------------

第5 環境行政の推進体制



第 1 宮城県内における環境保全に関する取り組み状況

○環境関係条例の制定

環境基本条例は、公害の防止や自然環境の保全分野だけを対象とするのではなく、良好な環境保全や創造に関する施策等について基本的な姿勢を示すものです。県内では、令和 2 年度現在、13 市 7 町において制定されています。

市町村名	条例の名称	施行年月日
南三陸町	南三陸町環境基本条例	平成 17 年 10 月 1 日

○地域環境計画の策定

南三陸町の環境保全に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域の環境計画として環境基本計画を策定しました。県内では、令和 2 年度現在で、13 市 8 町において基本計画が策定されています。

市町村名	計画の名称	改定年月日
南三陸町	南三陸町環境基本計画	平成 28 年 9 月 30 日

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、都道府県及び市町村は自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出抑制を行う目的で実行計画の策定が求められます。令和 2 年度現在で 14 市 14 町 1 村において策定されています。

市町村名	計画の名称	策定年月日	適用年月日
南三陸町	南三陸町地球温暖化対策実行計画	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日

○環境マネジメントシステムの構築

国際標準化機構が定めた環境マネジメントシステムの国際規格である ISO 14001 の認証を取得し、あるいはそれまでの ISO 14001 第三者認証のもとでの実績を生かし、第三者認証によらず自己宣言や自主規格の運営により市町村が自ら事務事業における環境負荷の低減と環境保全・創造のための施策が積極的に取り組まれています。

令和 2 年度現在で、3 市 2 町において構築されています。

第2 自然環境保全及び創造に向けた取り組み状況

1 樹木の植栽、花壇づくり

名称	概要
花の植栽管理	ボランティア活動団体が実施する花の植栽に対し、花の苗を無償で提供する。

2 保存樹・保存樹木の指定に関する制度

名称	概要
正鶴の森条例	豊かな緑を町民の財産として保存し、緑の大切さを広く提唱するとともに、自然環境を将来に継承するため「不伐の森」「二世紀の森」「一世紀の森」等を設定し保存する。

3 各家庭の環境負荷の低減に向けた活動への支援制度

名称	概要
住宅太陽光発電システム普及促進補助	既存住宅及び新築の住宅で太陽光発電システムを導入した方に対し、1kw あたり 3 万円（最大 4kw12 万円まで）の補助金を交付する。
浄化槽設置事業補助	生活雑排水による公共用水質の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の設置に要する経費を予算の範囲内において補助金を交付する。

4 地域ぐるみで環境負荷低減に向けた活動への支援制度

名称	概要
ごみ集積施設設置補助	快適で良好な生活環境の形成、地域の活性化を図るため、ごみ集積所を設置した地区に対し補助金を交付する。

5 環境美化の取り組み

名称	概要
南三陸町公衆衛生組合連合会による清掃活動	年に 2 回清掃活動を行い、環境美化と不法投棄などのごみの回収を実施する。

6 環境保全に関するイベント等の開催状況

名称	内容
町民環境週間展 (6/1~6/7)	生物多様性普及・啓発パネルの展示
道路ふれあい月間 (8/1~8/31)	道路清掃活動 (路肩の除草・側溝清掃・空き缶等の収集・その他)

7 環境保全に関する冊子等の作成状況

名称	種類	発行頻度	発行年月日
保存版「家庭ごみの分け方・ 出し方・減らし方」	冊子	必要に応じて	平成31年3月
資源物・燃やせないごみ収 集カレンダー	パンフレット	年に1回	3月

第3 農業用水基準及び水産用水基準

1 農業（水稲）用水基準

農業用水の汚濁による農業被害に対処するため、農林水産省では、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限界濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、「農業（水稲）用水基準」を決定しました。

項目		農業用水基準 (農林水産技術会議 昭和46年10月4日)
pH(水素イオン濃度)		6.0~7.5
COD(化学的酸素要求量)		6mg/L 以下
SS(浮遊物質)		100mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5mg/L 以上
T-N(全窒素濃度)		1mg/L 以下
EC(電気伝導度)		0.3mS/cm 以下 30mS/m 以下
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02mg/L 以下

2 水産用水基準

水域に存在する物質が自然条件の限度を越え、あるいは自然界に存在しない物質が蓄積されていくような場合には、水域の正常な生産が阻害され、水産業に被害が発生するおそれがあります。このため、水生生物の水質を損なわないための環境の水質基準をつくる必要があります。水産用水基準は、水生生物の生息環境として維持することが望ましい基準として設定されたものです。

法的な基準ではありませんが、水産用水基準(社団法人 日本水産資源保護協会)は、水生生物保護のための水質基準といえます。2018年版の概要は以下のとおりです。

項目	河川		湖沼		海域	
BOD	自然繁殖の条件	成育の条件	—		—	
	3mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 3mg/L 以下)				
COD	—		自然繁殖の条件	成育の条件	一般海域	ノリ養殖場・閉鎖性内湾の沿湾域
			4mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (サケ・マス・アユ 3mg/L 以下)	1mg/L 以下	2mg/L 以下

全リン	—	0.1 mg/L 以下 (コイ・フナ) 0.05 mg/L 以下 (ワカサギ) 0.01 mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	環境基準における 水産1種 0.03 mg/L 以下 水産2種 0.05 mg/L 以下 水産3種 0.09 mg/L 以下 ノリ養殖の最低必要栄養 塩濃度(無機能リン) 0.007~0.014 mg/L	
全窒素	—	1.0 mg/L 以下 (コイ・フナ) 0.6 mg/L 以下 (ワカサギ) 0.2mg/L 以下 (サケ科・アユ科)	環境基準における 水産1種 0.3 mg/L 以下 水産2種 0.6mg/L 以下 水産3種 1.0 mg/L 以下 ノリ養殖の最低必要栄養 塩濃度(無機能窒素) 0.07~0.1 mg/L ワカメ養殖 0.028 mg/L	
溶存酸素 DO	一般 6mg/L 以上(サケ・マス・アユ 7mg/L 以上)		6 mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3 mg/L 以上	
pH	6.7~7.5(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと)		7.8~8.4(生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと)	
懸濁物質 SS	25mg/L 以下(人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下)。忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。日光の通過を妨げ、水生生物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス アユ 1.4mg/L 以下 (透明度 4.5m 以上)	温水性魚類 3.0mg/L 以下 (透明度 1m 以上)	人為的に加えられる懸濁物質は 2 mg/L 以下。海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。 忌避行動の原因とならないこと。			
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと			
大腸菌 群数	1000MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70MPN/100mL) 以下であること			
油分	水中には油分が検出されないこと。 水面には油膜が認められないこと。			
有害 物質	農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと			
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生を起こさないこと		COD 20mg/g (乾泥) 以下、 硫化物 0.2 mg/g (乾泥) 以下、n-ヘキサン抽出 物質 0.1% 以下であること。	
	微細な懸濁物が岩面、礫または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験(環告 14 号)により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準の基準値が定められている物質については基準値の 10 倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCB については溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限を下回ること。ダイオキシン類の濃度は 150pgTEQ/g を下回ること。			

南三陸町ポイ捨て禁止計画

【 計画の概要 】

1 目的

近年、自動販売機や使い捨て容器の普及などにより、町の中のいたるところに空き缶や使い捨てプラスチック製品のごみがポイ捨てされたごみが散乱しています。

散乱したごみは、景観や生活環境を損ねるばかりではなく、住民や来町した方に不快感を与えてしまいます。また最近では、ポイ捨てによる海洋プラスチックごみの問題に繋がり、地球規模での環境汚染が国際的にも懸念されています。

本町では、「南三陸町ポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例」に基づき、以下の目的を掲げ、町民・事業者・行政が相互に連携し、ポイ捨てのないきれいなまちづくりのため本計画を推進します。

(目的)

第1条 この条例は、町、町民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを禁止し、美化活動の推進に努めることにより、清潔で美しいまちづくりを目指し、もって快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

2 位置付け

本計画は「南三陸町ポイ捨て禁止及び環境美化を推進する条例」（以下「条例」という。）に掲げる目的を実現するため、条例第8条に規定する「ポイ捨て禁止計画」とします。

(ポイ捨て禁止計画)

第8条 町長は、第3条の施策を推進するための計画（以下「ポイ捨て禁止計画」）を策定するものとする。

- (1) ポイ捨て禁止に関する町民等、事業者及び占有者等の啓発並びに意識の高揚に関する事項
- (2) ポイ捨て禁止のための自主的奉仕活動団体の育成及び助長に関する事項
- (3) ポイ捨て禁止のための組織体制の整備に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ポイ捨て禁止に関し必要な事項

3 計画の期間

この計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 ポイ捨て禁止計画

ポイ捨てされるごみ等のないきれいな南三陸町をつくるためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を明確化して、きれいなまちづくりを推進することが必要です。

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、道路敷や観光地等の公共用スペース、自己の管理する土地及び事業者の管理スペースとします。対象とするごみは、缶やビンの飲料等の容器をはじめ、使い捨てプラスチック製品等のポイ捨てされるごみ全般とします。

(2) 役割分担

町・町民・事業者・占有者はそれぞれの責務を認識し、ポイ捨てのないきれいなまちづくりを目指すものとします。

条例で定めるそれぞれの責務は、次のとおりです。

(町の責務)

第3条 町は、ポイ捨ての禁止及び環境美化活動の推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、ポイ捨ての禁止及び美化活動の推進に関し、町民等、事業者及び占有者の意識の啓発を図るとともに、環境美化に関する活動を推進されるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民等は、陸上、海上を問わず屋外で自ら生じさせた空き缶などを持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 町内に居住する者は、その居住する地域において連携して美化意識を醸成し、清掃活動の推進に努めなければならない。

3 町民等は、町が行う施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、陸上、海上問わずポイ捨てを禁止するため、その従業員に対する意識の啓発を図るとともに、事業所の周辺その他事業活動を行う地域における環境清掃活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、ポイ捨ての禁止について、消費者の意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により、飲料等を販売する者は、空き缶等の回収容器を設置するとともに資源化について必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、第1条の目的を達成するため町が実施する施策に協力しなければならない。

(占有者の責務)

第6条 占有者等は、管理する土地又は建物における空き缶等のポイ捨てを禁止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 占有者等は、第1条の目的を達成するため町が実施する施策に協力しなければならない。

(3) 行動計画

町は、ポイ捨ての禁止計画を策定し、町民・事業者・占有者に意識の啓発を図るとともに町民・事業者・占有者と連携しポイ捨てのないきれいなまちづくりを目指すものとします。

住民は、自ら排出したごみを持ち帰る等、自己の排出ごみに責任を持つとともに、地域の清掃活動に積極的に参加するものとします。

また、散乱したごみを見つけた場合は清掃を行う等、環境美化活動を積極的に行うものとします。

事業者は、自己の管理する敷地内に散乱したごみを事業者の責任で適切に処理を行うとともに、敷地内にごみ箱を設置する等ごみが散乱しないように措置するものとします。

また、自動販売機を設置している事業者は、回収容器を設置するとともに、周辺の美化活動を積極的に行うものとします。

土地の占有者は、自己の責任においてその土地で発生したごみを適切に処理するとともに、ポイ捨てされにくい環境を構築するものとします。

【 町が行っている施策 】

1 ポイ捨て禁止に関する町民等、事業者及び占有者等の啓発並びに意識の高揚に関する事項

- (1) 行政区、各衛生組合、事業者、各種団体等の要望に応じた啓発活動
- (2) 不法投棄禁止用の看板を設置し、ポイ捨ての禁止の呼びかけ
- (3) 南三陸広報や南三陸町ホームページに不法投棄の禁止についての掲載
- (4) 不法投棄のパトロールを行うとともに、回収ボックスが設置されていない自動販売機を発見した時は、当該自動販売機の設置者に対し回収ボックスの設置を指導

2 ポイ捨て禁止のための自主的奉仕活動の育成及び助長に関する事項

- (1) 地区衛生組合の育成と助長及び自主的奉仕活動の促進
- (2) さわやか南三陸サポートプログラム（アダプトプログラム）の登録者への清掃用品の提供

さわやかサポートプログラム

町民や事業所などが、海浜や公園などの公共施設の一定区域を自分達の養子に見立て（アダプト）、愛情をこめて面倒を見る「里親」となって、定期的かつ継続的にボランティアによる清掃美化活動を行い、町がその活動を支援することにより、ポイ捨てのないきれいでさわやかな南三陸町を創造しようとするまちづくり事業

- (3) 自主的奉仕活動を行う団体等が回収したごみ処理料金の減免措置を設ける等の財政的援助

3 ポイ捨て禁止のための組織体制の整備に関する事項

- (1) 南三陸警察署、気仙沼保健所等との連携
- (2) 衛生組合長を通じ、各地域主体による不法投棄されにくい環境づくりができる体制を構築

令和3年版
南三陸町環境白書

令和3年11月

編集・発行 南三陸町環境対策課
電 話 0226-46-5528